



秘	
指定者	厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 安全課長
有・無印	
平成18年3月10日から	

基安発第 0310002 号

平成 18 年 3 月 10 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部長
(公印省略)

労働安全衛生法第 88 条に基づく計画届の免除認定の取消等に係る
留意事項について

標記については、労働安全衛生法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 108 号）及び労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（平成 18 年厚生労働省令第 1 号）により新たに規定された制度であるが、その認定の取消等に当たっては、平成 17 年 11 月 2 日付け基発第 1102002 号、平成 18 年 2 月 24 日付け基発第 0224003 号及び平成 18 年 3 月 10 日付け基安発第 0310001 号に定めるほか、下記の事項に留意し、その運用に遺漏のないようにされたい。

記

1 [redacted] の実施等について

(1) 欠格事項等に該当する場合

所轄労働基準監督署長は、認定事業者が [redacted]
[redacted]
[redacted] を行うこと。

(2) 労働安全衛生マネジメントシステムの運用が適切に行われていない場合

ア 認定事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長（以下「所轄労働基準監督署長」という。）は、認定事業場が [redacted]
[redacted]
[redacted] を行うこと。
[redacted] すること。

イ 安衛則第87条の4第1号に係る改善指示は、所轄労働基準監督署長が行うものとし、

を
を
を行うこと。

(3) 実施状況報告書を提出しない場合

所轄労働基準監督署長は、認定事業場が
を行うこと。

なお、
を行うこと。

(4) 不正の手段により認定を受けた場合

ア 所轄労働基準監督署長は、認定事業場が
を行うこと。

イ
を行うこと。

なお、安衛則第87条の5第1項第2号又は第3号の書面に不正があった場合で、当該評価又は監査を行った者が労働安全コンサルタント又は労働衛生コンサルタントであり、かつ、当該コンサルタントが労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第86条の義務に反すると認められるとき、又は安衛則第87条の5第2項又は第3項に規定する同等の者において不正が認められた場合は、その旨を本省安全課へ報告すること。

(5) 取消処分の手続

ア 当分の間、
本省安全課と協議すること。

イ 所轄労働基準監督署長は、取消処分を行うに当たっては、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条に基づき、聴聞等の手続を経なければならないこと。

ウ 取消処分の通知の様式は、別添2によること。

2 事業場から認定証の自主返納があった場合の対応

所轄労働基準監督署長は、安衛則第87条の8の届出等による認定証の自主返納があった場合には、

なお、安衛則第87条の9各号に該当する事案が認められないものについては、これを受理すること。

3 認定後に業務上の労災認定があった場合の対応について

[REDACTED]

4 認定事業場に営業譲渡等があった場合の対応

(1) 認定を受けた事業者が認定事業場に係るすべての事業を譲り渡し、又は認定を受けた事業者について相続、合併若しくは分割があり、認定事業場に係る事業者が別法人となった場合、当該認定は効力を失うため、所轄労働基準監督署長は、当該事業者に対し、速やかに認定証を返納するよう指導すること。

(2) 認定を受けた事業者が、認定事業場に係る一部の事業を譲り渡し、又は認定を受けた事業者について相続、合併若しくは分割があった場合で、合併により認定事業場の労働者数がおおむね倍以上になったとき又は譲渡、相続若しくは分割により認定事業場の労働者数がおおむね半分以下になったとき等、労働安全衛生マネジメントシステムの運用に重大な影響があると認めるときは、所轄労働基準監督署長は、当該認定事業場に係る事業者に対して、[REDACTED] こと。

ア 安衛則第87条の8の措置の停止の届出を提出すること。

イ 譲渡、相続、合併又は分割後の事業場に係る安衛則第87条の5第1項第2号及び第3号に規定する書面を再度提出すること。

(3) 所轄労働基準監督署長は、[REDACTED] を行うこと。

5 死亡災害等の重大な労働災害を把握した場合の措置について

認定事業場の所在地を管轄する労働局（以下「所管労働局」という。）以外の都道府県労働局の安全衛生主務課長は、労働基準行政情報システムに掲載された認定店社について、当該店社が契約した仕事を行う事業場において [REDACTED]

[REDACTED] は、その概要を所管労働局の安全主務課長あて速やかに通報すること。通報を受けた所管労働局の安全主務課長は、それを直ちに所轄労働基準監督署長に通知するとともに、当分の間、本省安全課へも報告すること。

(別添1)

計画届免除認定に係る改善指示書

記 号 番 号
日 付

認定事業者 殿

〇〇労働基準監督署長

労働安全衛生法第88条に基づく計画届の免除認定を受けた以下の事業場に係る下記の事項について、改善等を実施するとともに、当該改善等の結果について平成〇年〇月〇日までに本職あて報告してください。

所定の期日までに改善が認められない場合は、労働安全衛生規則第87条の9の規定に基づき、認定を取り消すことがあります。

認 定 番 号	
認定事業場の名称	

記

記入例

1

[Redacted text]

2

[Redacted text]

受領年月日 平成 年 月 日
受領者職氏名

(別添2)

計画届免除認定取消通知書

記 号 番 号
日 付

認定事業者 殿

〇〇労働基準監督署長

下記の事業場については、労働安全衛生規則第87条の9の規定に基づき、労働安全衛生法第88条に基づく計画届免除認定を取り消すことを決定しましたので通知します。速やかに本職あて計画届免除認定証を返納してください。

記

1 認定事業場の名称等

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名	
住 所	
事業の種類	
認定事業場の名称	
認定事業場の所在地	
認定番号	
認定年月日	

2 取消しを行った理由

(備考)

この処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に所轄都道府県労働局長に対して審査請求をすることができる(処分があった日から1年を経過した場合を除く。)

この処分に対する取消訴訟については、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。)、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる(処分があった日から1年を経過した場合を除く。)

ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、処分の取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければならない(裁決があった日から1年を経過した場合を除く。)